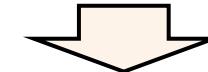
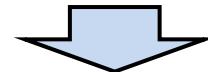
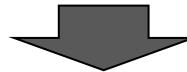


充電インフラ整備に向けた取組の強化

- 昨年10月に策定した指針では、2030年に30万口の充電器の整備、平均出力の倍増（高出力化）を目標に設定。
- 24年度は、360億円（前年度比2倍）を措置しつつ、費用対効果の高い案件を優先する募集方式を継続。
- ①150kW以上、90kW以上の急速充電器の増加、②更新を含めた商業施設等の普通充電器の整備数の増加を図る。③集合住宅について、国交省と共同で通知を発出し、新築集合住宅における充電器の整備目標の設定を促す。
- 今後、稼働率の公表やユーザーへの情報提供の改善について検討。

	全体	急速充電器	普通充電器	
			基礎（集合住宅等）	目的地（商業施設等）
23年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指針の設置目標：<u>30年に30万口</u> ◆ 予算額<u>175億円</u> ◆ <u>費用対効果の高い案件を優先して選定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指針：①<u>高速での150kWの導入</u>、②<u>平均出力の倍増</u> ◆ 50kWが申請口数の約6割。 ◆ 高速SAPA、コンビニ等で、<u>150kW充電器が増加</u>（申請口数の1割強）。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>集合住宅の約9割が既築</u> ◆ <u>申請口数の上限を設定</u> ◆ <u>1口当たり平均申請額は新築の方が低い傾向</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>申請口数の上限を設定（2口以下）</u>。 ◆ 新制度での平均申請額の低下（▲約4万円/kW） ◆ <u>商業施設でやや減少</u>
24年度の見通し、課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 設置数の増加 ◆ メリハリをつけた執行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>高出力充電器では、費用負担や運営費用が大きい</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 既築は組合の合意形成が必要 ◆ 新築時に充電器を整備する事業者も登場 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>2口を超える設置ニーズ</u>（大規模商業施設、空港等）。 ◆ <u>稼働率の把握、向上</u>

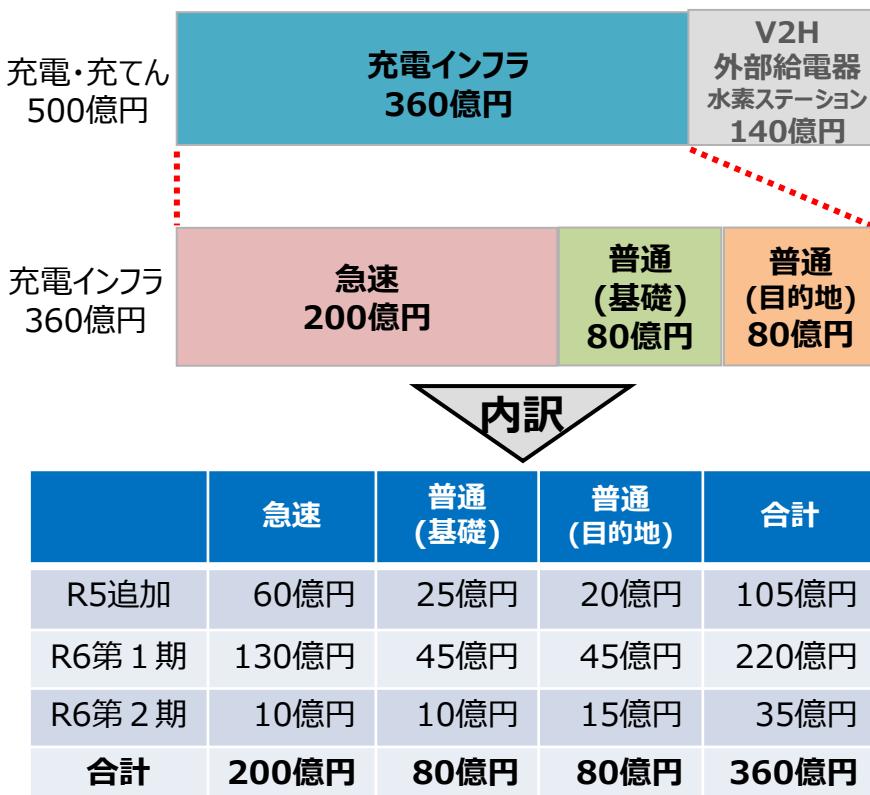


24年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>360億円に倍増</u> ◆ <u>費用対効果を優先した選定は継続</u> ◆ <u>稼働率の公表やユーザーへの情報提供の改善について検討</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>高速SAPAについて、総出力150kW以上の補助上限額を引き上げ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ マンション開発業者等に対して<u>充電器の積極的な設置、設置目標等の設定・公表を促す</u>（国交省、経産省から通知を発出予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>設置口数の上限を4口又は駐車場区画数2%、かつ50口以下へと引き上げ</u> ◆ <u>超過設置の要件：一口当たりの月平均稼働率が60時間以上（稼働率を公表）</u> ◆ <u>更新の際の補助率引き上げ</u>
---------	--	---	--	--

充電インフラ補助金の今後の執行について（令和5年度補正・令和6年度当初予算）

- 充電・充てんインフラ補助金については、令和5年度補正予算で400億円、令和6年度当初予算で100億円の合計500億円が措置された。このうち合計360億円を充電インフラ整備の予算に配分する。
- その速やかな執行と平準化を図るため、まずは105億円について、令和5年度の「予備分」の執行で導入した募集方法を概ね踏襲して募集する（R5年度追加募集）。
- 残額（255億円）については、「充電インフラ整備促進に関する指針（以下「指針」という。）」の内容等を踏まえた見直しを行った上で、募集を行う（R6年度募集）。

予算の配分（R5補正・R6当初）



※予算配分は現時点案であり、変更となる可能性がある。

充電インフラ補助金の執行の概要

- 事業実施時期の平準化を目的とし、合計3回（R5年度追加募集、R6年度第1期、第2期）に分けた募集を実施する。
- 令和4年度補正・令和5年度当初事業の「予備分」において導入した、一定の基準に基づき受付案件を決定するという方法を維持する。
- このうち、R6年度第1期、第2期（255億円）の概要については別紙を参照のこと。

スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは右表のとおり。
- 受付がなされなかった申請について、別の期に改めて申請を実施することは可能とする。
- 具体的な受付期間等については決定次第、別途案内する。

		受付期間 (令和6年)	交付決定時期 (令和6年)	実績報告締切
R5 追加	急速	3月	5～6月	R6年11月末
	普通	3月	5～6月	R6年10月末
R6 第1期	急速	5～6月	7月中旬～8月	R6年12月末
	普通	5～6月	7月中旬～8月	R6年11月末
R6 第2期	急速	8月	11月	R7年1月末
	普通	8月～9月中旬	11月～12月中旬	R7年1月末

- R4年度補正・R5年度当初予算事業の「予備分」において導入した、一定の基準に基づき受付案件を決定する方法を維持しつつ、指針の内容を踏まえた改正を行い、効果的な充電器設置を促進する。（R5年度追加募集からの変更点は赤文字）

①募集対象

- R6年度募集については、**募集対象を以下に限定する。**
- 急速充電器と普通充電器を併設設置する申請を可能とする。ただし、併設設置を行う場合には、「急速」の区分において申請を行うこととし、普通充電器の設置口数の上限は、下表の各設置口数上限を適用する。

種類	募集対象
急速	<p>①高速道路、②公道上/道の駅/SS、③空白地域 ④その他（目的地、事務所・工場） ※事務所・工場以外は、定格出力が50kW以上の充電器設置に限る。</p>
普通（基礎）	<p>集合住宅（既築・新築）、事務所・工場、月極駐車場のうち、1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下 コンセント：収容台数以下、かつ20口以下 <p>既に充電器が設置されている箇所については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。 ケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切上げた口数まで認める。</p>
普通（目的地）	<p>原則、1箇所における充電器設置口数が、既設充電器も含め以下の口数に達するまで申請可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車区画数200以下：4口（駐車区画数以下） 駐車区画数201以上：駐車区画数の2%以下、かつ50口以下 （小数点以下の端数は切上げ） <p>申請箇所に既設の充電器があり、直近3ヶ月の1口当たり平均稼働時間が60時間/月以上である場合には、上記の上限口数を超過して設置できることとする。 この場合、超過して設置できる口数は、上記の数を上限とする。</p>

②選定方法

●選定方法

<急速充電>

①施設区分、②出力、③kW当たりの補助金申請額を踏まえた優先基準を設定し、当該基準に基づいて受付案件を決定。

優先順位は、下記の通り

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路 (SA・PA)	1	2	-
②公道上/道の駅 /SS、 ③空白地域	3	4	-
④その他	5-A※	5-B※	6

※残額予算を「5-A」：「5-B」=2:1に配分し、それぞれで選定する。

<普通充電>

基礎、目的地の区分毎に、**充電出力kW*当たりの補助金申請額を踏まえた基準額を設定。**（基準額を超過する申請は取り消し。）

*計算上、6kW未満の充電器は、実際の充電出力を考慮し、3kWとして扱う。

・基準額以下の申請について、必要書類等が整っているか確認。確認後、受付（随時）。

・金額の審査を行い、交付決定（随時）。

その他R6年度募集での主な変更点

論点	変更内容・対応方針
①普通充電器の更新費用の低減 →充電器を入替設置する場合は、基礎等の既存の工事を活かせる場合があるため、新設設置よりも安価に整備を行うことが可能。	入替設置に係る補助率を1/1に引上げる。 (但し、既存の基礎など、既存の工事を活かした部分は対象経費から除外。)
②稼働率向上のための努力の促進 →充電器を置く駐車区画をEV優先とすること等、施設の管理主体に対しても、稼働率向上への協力を促すことが重要。	公共用充電器に関しては、 EV優先区画とすることを推奨する。
③申請区分の扱い →同一場所であっても、利用者の用途が異なることで、滞在時間に合わせ、急速充電器、普通充電器を併設設置するニーズがある。	急速と普通の併設設置を認め、急速充電器の区分により申請を募集する。
④持続可能な充電環境の整備 →充電料金が無料の充電器は、充電事業の自立化や、周辺への充電器設置拡大の点から課題がある。	充電料金が無料の公共用充電器を補助対象外とする。
⑤対象施設の一部拡大 →道路運送法による一般自動車道について、40kmを超える区間もある。	道路運送法による一般自動車道を補助の対象とする。
⑥ユニバーサルデザイン(UD)・バリアフリー対応 →公共用充電施設については、UD・バリアフリー対応を進めることが重要。	高速道路SA・PA、道の駅における充電器既設場所について、衝突防止パイプの改修・撤去のみも補助の対象とする。

R6第1期
から制度化

R6募集と
は別途で
募集予定

R6年度第1期・第2期募集における補助内容

	急速充電器							
設置場所	①高速道路SA・PA			②公道/SS/道の駅		③空白地域	④その他	
対象設備 (総出力)	150kW以上	90kW以上	50kW以上	90kW以上	50kW以上	50kW以上	90kW以上 (公共用)	50kW以上 10kW以上
機器補助率	1/1						1/2	
工事補助率	1/1							
機器上限額	500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	200 (1口) 250 (2口) 60
工事上限額	3,100 (2口まで) 1,550×口数 (3口以上)	3,100	2,450	400	280		140	108

	普通充電器					高圧受電設備・設置工事費 補助率：10/10 (上限あり)					
対象設備	ケーブル付き充電設備		コンセントスタンド	コンセント		設備 総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
	6kW	3kW・4kW	－	－							
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式	平置き						
機器補助率	1/2										
工事補助率	1/1										
機器上限額	35	25	11	7							
工事上限額	135		135	135	95						

(単位：万円)

※上記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。

そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意。